

令和 2 年度第 8 回

南国市農業委員会議事録

令和 2 年 1 1 月 9 日（月）

令和2年度第8回農業委員会議事録

日 時 令和2年11月9日（月） 午後1時30分～午後4時30分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

議 題 （1）農地法第3条の規定による許可申請の件

（2）農地法第4条の規定による許可申請の件

（3）農地法第5条の規定による許可申請の件

（4）南国市農用地利用集積計画の件

（5）相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件

議題外 （1）農地法第3条の3の規定による届出の件

（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件

（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件

（4）使用貸借の合意解約通知の件

（5）非農地証明願いの件

出席者（農業委員 16名）

会長 武市 憲雄	第一副会長 高芝 澄生	第二副会長 中村 和雅	
3番 田岡 崇	4番 山本 桂	5番 今井 まち	6番 北村 一弘
10番 武市 忠雄	11番 末政 隆一	12番 平田 修三	13番 濱田 好典
15番 濱田 章孝	16番 垣内 育男	17番 松岡 清	18番 森尾 晴代
19番 植野 永子			

欠席者（農業委員 3名）

2番 池 正人	7番 西井 一成	14番 鈴木 郁馬
---------	----------	-----------

出席者（農地利用最適化推進委員 10名）

1番 西本 良平	3番 門田 俊一	5番 金田 善充	7番 利岡 邦彦
9番 山本 修平	10番 北原 章吾	11番 山北 泰司	12番 杉本 和繁
13番 武内 俊暁	15番 岡田 廣志		

欠席者（農地利用最適化推進委員 7名）

2番 岩原 英幸	4番 笥 和幸	6番 門田 理博	8番 西岡 祐三
14番 浜田 勉	16番 橋詰 昌明	17番 井上 丈夫	

出席職員

事務局長 弘田 明平	次長兼係長 藤田 佳子
主 査 五十嵐 裕一	

議事録署名委員

12番 平田 修三	13番 濱田 好典
-----------	-----------

会長	それではご案内の時間が参りましたので、ただいまから第8回の定例総会を行います。本日の欠席届が出ております。7番の面井委員、14番の鈴木委員、2番の池委員は遅れての参加です。推進委員は、4番の寛委員、6番の門田委員、16番の橋詰委員、17番の井上委員です。今回は久しぶりに推進委員が参加しての定例総会です。よろしくお願いいたします。本日の議事録署名人は12番の平田委員、13番の濱田委員にお願いします。今月の現地確認は11月20日、金曜日13時に事務局に集合していただきたいと思います。5番の今井委員、10番の武市委員、推進委員は11番の山北委員、お願いします。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第4条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの件、5件になっております。なお、協議事項が6つありますので、みなさんのご協力でスムーズにいきますようお願いいたします。それでは議案に入ります。議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年11月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数8件、申請受理面積、田 12,242 m²、畑 208 m²、計 12,450 m²。事務局説明をお願いします。それでは、説明の前に受付番号45号、議事参与の制限により武市委員の退室をお願いします。 (10番 武市委員 退室)
会長 藤田次長	事務局よろしく。 議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページです。受付番号45号です。譲受人は68歳。申請地は大桶の田、4筆で計 4,972 m²。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地はすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は 5,000 m²を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしくお願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (10番 武市委員 入室)
会長	あとの残りを説明をお願いします。
藤田次長	受付番号42号と43号は譲受人が同じためまとめて説明します。譲受人は71歳。申請地は植田の田で、42号が3,111㎡、43号が50㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを所有しており、農作業歴は45年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後も今までと同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。42号と43号については以上です。 受付番号44号です。譲受人は60歳。申請地は中谷の田、869㎡。売買による所有権移転で、申請地は自作地の隣で耕作に便利のため取得し、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は、山林化、非農地化した土地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は11年です。農作業には本人と妻と二人の子と父が従事しています。次に下限面積についてですが、申請地は上倉地区にあり、下限面積は3000㎡になります。譲受人の経営面積は3,000㎡を超えており、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。44号については以上です。 受付番号46号です。譲受人は91歳。申請地は浜改田の畑、208㎡。売買による所有権移転で、借入地を取得するものです。譲受人の経営農地については、条件不利地を除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は70年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後も今までと同様にイモや花を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。46号については以上です。 受付番号47号。譲受人は98歳。申請地は篠原の田、1,061㎡。合意解除による所有権抹消手続きのため、3条許可を申請するものです。合意解除は、売買契約の解除を行い、前所有者に所有権を復帰させるというものです。本案件の譲渡人と譲受人は、数年前にお互いの土地を交換する計画で売買契約を結び、まず本案件の譲渡人が、申請地を売買で譲受人から取得していました。その後、交換の計画がなくなったため、合意解除による所有権抹消手続きにより、名義を売買前の所有者である譲受人に戻すというものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどの機械は保有していないため作業委託をしています。農作業歴は70年で、農作業には本人と子の

	妻と孫が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今まで同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。47号については以上です。 受付番号48号です。譲受人は56歳。申請地は大埴の田、1049㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については、今年の9月に香南市で57a、先月は篠原で10a取得しており、現在は来年の作付けに向けた準備中です。また、トラクターなどの機械は所有していないため、知人に借りるか作業委託をするとのこと。農作業歴は20年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地では水稻が作られており、取得後も同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。48号については以上です。 受付番号49号です。譲受人は81歳。申請地は堀ノ内の田、1,130㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地については、すべて耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており農作業歴は60年です。農作業には本人と妻と子の妻と孫が従事しています。譲受人の経営面積は、申請地を足すと5,000㎡を超えることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今までと同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上42号から49号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年11月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田0、畑26㎡、計26㎡。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第2号を説明します。議案書は5ページの受付番号9号です。別紙位置図は1ページをご確認ください。申請地は上末松、畑、26㎡。自己所有農地を進入路と駐車場に転用する案件です。現在、自宅への進入路が狭く不便であるため幅員を拡張し、それに合わせ駐車場を整備する目的です。農地区分は10ha以上の集団農地内にある第1種農地になり

	ますが、既存宅地の拡張のため例外的に立地基準を満たします。つぎに土地利用計画について別紙の2ページです。敷地は現状高での整地のみで、利用方法は図のとおりとなります。排水は雨水のみで原則自然浸透させますが、オーバーフロー分は勾配により東側の所有農地に自然浸透させる計画です。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しております。他法令の手続きは特にありません。本件は以上です。
会長	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、農地法第4条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	そのように取り扱いをいたします。つづきまして議案第3号、農地法第5条権利異動許可申請審議について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年11月9日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数6件。申請受理面積、田 14,793.46 m²、畑 0、計 14,793.46 m²。事務局説明をお願いいたします。
五十嵐主査	議案第3号を説明します。議案書は7ページの受付番号29号からです。別紙位置図は3ページです。申請地は陣山、田、378.46 m²。使用貸借権を設定し、自己用住宅への転用です。現在、賃貸住宅で生活していますが、手狭であること、また両親の老後の介助など相互扶助が行えるよう実家の隣接地に建築を行う目的です。なお、実家については申請地真北にあるのが実家です。つぎに申請地の農地区分は10ha超の集団農地内にある第1種農地ですが、目的および周囲の集落と接続する場所のため、例外的に立地基準を満たします。つづいて土地利用計画は別紙4ページです。敷地内は切り盛りせず、表層土の地盤改良をおこなうのみで、表層はコンクリート舗装をします。進入路は南側道路から、住宅等の配置は図のとおりです。排水について、汚水は予定建築物の北側に設置する浄化槽を経由、雨水は集水桝で集め、西側の水路に放流する計画で、地区総代からの意見書を取得し、現在は市の排水同意の手続き中です。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しております。他法令については、開発許可の見込みを確認しています。本件は以上です。 つづきまして受付番号30号、別紙は5ページです。申請地は三畠、田、436 m²の内 339 m²。部分的に貸借権を設定し農業用施設への転用です。賃借人は長岡地区を中心に農業経営を行う法人です。このたび南国市地域営農支援事業費補助金をもって、大型農業用

機械の購入およびその保管倉庫を建築するものです。農地区分は農用区域内の農地ですが、農業用施設用地に用途区分の変更が決定されたことで、立地基準を満たします。利用計画については別紙6ページです。敷地内は切り盛りなく、倉庫より南側はコンクリート舗装、倉庫より北側は整地のみ行い図のとおり利用します。進入は東側市道から1か所、占有許可を取得し、通路橋を設置します。また、倉庫内では田植え機、トラクターなど補助金で購入した機械を保管します。排水については、雨水および機械の洗浄水を勾配により東側の市道側溝に放流する計画で、部落総代から問題ない旨の意見書を取得され、また道路管理者である当市建設課および都市整備課に意見照会し、問題ないと回答を得ています。周辺営農への影響について、隣接農地の同意は取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しました。他法令についての手続きは特にありません。本件は以上です。

つづきまして受付番号31号、別紙は7ページです。申請地は領石の田、794㎡。隣接する雑種地28㎡とを売買による所有権移転を行い、駐車場への転用です。譲受人は、現在高速道路関連の業務を行い、その業務車両を申請地東の高架下に構えています。このたび、久礼田に出張所を開設し、一般業務を受けるべく、その駐車場を設置する目的です。農地区分はいずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地に区分されるため立地基準を満たします。利用計画については別紙の8ページです。敷地は5cm嵩上げ、整地し、砕石敷きとします。車両の配置等は図のとおりです。進入路は東側から1か所、既設通路橋を利用します。また、排水は雨水のみで敷地北側の水路に放流する計画で、市から排水同意を得ています。周辺営農への影響については、隣接農地の同意を取得、その他周辺農地へ悪影響なしと現地確認で判断しています。他法令については開発許可不要を確認しています。本件は以上です。

つづきまして受付番号32号です。別紙は9ページです。申請地は田村の田、8筆、計3,336㎡。南側の非農地1,390㎡を一体利用し、太陽光発電施設への転用です。譲受人が事業地を検討していたところ地権者より売却意向があり、双方の意向が一致したことから申請となっております。農地区分について説明いたします。前のスライド、見づらいかもかもしれませんが。今回の転用申請地は赤色で示した所と緑色で示した所となります。黄色に関しては、今月の議案外報告で非農地証明を発行する土地となります。農地区分について、まずこの赤色で示しています北側の農地ですが、土佐くろしお鉄道立田駅から概ね500m以内にある農地は第2種農地となりますので、その概ね500mの半径を描いた線がこの青のラインになります。これより内側にいる分が第2種農地という区分になりますので、赤は第2種。そして、そこからはみ出ている緑に関しては、周りの集団農地内にあるため第1種農地と判断せざるを得ません。で、第1種農地では太陽光発電施設の転用は原則不許可なんですが、非農地、第2種農地を合わせた事業地面積全体に占める第1種農地

の面積割合が三分の一を超えない場合は、例外的に許可が可能となっております。本件では事業地面積はこの全体になりますので、これが 4,726 m²。この内、緑の第 1 種農地の面積は 1,108 m²。割合に直しますと約 24%ということになりますので、第 1 種農地を取り込んだ転用が立地基準上満たされることになります。つづきまして別紙 10 ページに土地利用計画を載せています。敷地内は現況より約 20 cm 盛り土を行い、表層は碎石敷きにします。敷地外周は 1.2m のフェンスを設置、パネル等の配置は図に示すとおりです。排水については、原則雨水を自然浸透させますが、オーバーフロー分は敷地西側の水路に放流する計画で、現在排水同意の手続き中です。そして周辺営農への影響について、隣接農地は一部同意を取得していますが、同意の得られなかった筆がありますので、そこに対して被害防除計画が提出されています。それをご説明します。事業地の西側と北側はすべて同意を取得されています。同意を得られてないのが、ここに一部畑が 2 筆ほど存在してしまっていて、そこに対しての被害防除計画です。被害防除計画には日影図が出されています。南国市後免地点で、冬至の日影図になります。これが午前 8 時から、この黒色が影が落ちる所をシミュレーションで出している図になります。ここから少し飛ばしていきます。8 時から 9 時、これが 10 時ですね。11 時、12 時、13 時、14 時、15 時。16 時くらいに少し影がかかってくるかなというところですが、耕作上、午前中から日影が落ちることもないですし、雨水の流入もないので申請書上はこういったところで被害を与えませんよと。もし、万が一何かあったときは、当然申請者側で対応はされますということで被害防除計画書が提出されています。これをもって現地確認では妥当だろうという判断をしております。そして申請地は田村堰井筋土地改良区の受益地になっていますので、土地改良区からは差し支えない旨の意見が出されています。他法令につきましては、排水同意取得後に土地開発適正化条例の届出を提出予定です。本件は以上です。

最後に受付番号 33 号と 34 号は関連案件のため、一緒に説明します。別紙は 11 ページです。受付番号 33 号は立田の田、17 筆で計 7,841 m²。売買による所有権移転で太陽光発電施設への転用です。そして 34 号は、田村の田、立田の田、合計 2 筆で 2,105 m²。こちらは賃借権を設定しまして、33 号の工事のための仮設道路、資材置き場としての一時転用の申請となります。両案件ともにそれぞれの農地区分は、いずれも土佐くろしお鉄道立田駅から概ね 500m 以内にある第 2 種農地のため、立地基準を満たします。つぎに土地利用計画については別紙 12 ページをご覧ください。敷地は全体的に現況より約 20cm の盛り土を行い、表層は碎石敷きです。敷地外周は 1.2m のフェンスを設置、パネル等の配置は図のとおりです。そして敷地の中ですが、ちょっと前のほうでお示ししますが、この部分と、この部分と、この部分っていうのは図面で見ていただいたら分かるのですが、農道そして水路が残っています。この部分にはケーブルを通す必要がありますの

	で、それぞれ上空占用であったり、埋設占用をするという形でその許可を取得済みです。排水については、雨水を自然浸透させますが、オーバーフロー分は敷地南側の水路に放流する計画で、排水同意の手続き中です。あわせて仮設道路の利用計画は別紙13ページに載せております。敷地は50cm未満の切り盛りを行い整地します。利用方法は図のとおりで、進入は西側の道路から1か所、33号の事業地に進入する箇所は占用許可を取得済みです。ここの部分に関しての排水は雨水のみで自然浸透させる計画です。周辺営農への影響については、両案件ともに隣接農地の同意を取得、その他周辺農地に悪影響はなしと現地確認で判断しています。また、申請地を管轄する山田堰そして田村堰井筋の両改良区からは転用が差し支えない旨の意見が出されています。さいごに他法令については、排水同意取得後に土地開発適正化条例の届出を提出予定です。本件は以上となります。
会長	事務局より説明がございました。この件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	五十嵐君、この太陽光は今回2件出ちゅうけど、前回同じ立田で。立田の南やったかね。
北村委員	小学校の北。
会長	田んぼの中にできるけど、一つは加工場の東側よね。
北村委員	そう。
会長	ご意見ございませんか。
平田委員	さきほど会長が言ったように、最近びしびしできゆうけど。これ認めるは認めるがよね。条件があればいいろうけど。そのあたりはどう考えますか。
会長	立田は太陽光ばかりになるみたいな予感はある。
平田委員	条件的には合うわけやろ。
会長	事務局はわかる。
五十嵐主査	転用申請がでてきたら、法律の基準でしか判断できないところがあるので、今の時点でこれをダメということはできないです。ただ、今日あげた2案件ともなんですが、これは農用地区域の除外をしているんですね。基本的にそういうふうに、例えば立田をこういうふうに開発されては困るのであれば、基本農用地区域っていう網掛けで守るしかないんですよ。なので、農用地区域の除外の段階でやっぱり委員会としての意見があれば、そこで言うべきなんじゃないかなと。除外が決定してしまうと、あとは第2種農地に落ちるしかなくなるので、今更それをどうこうって言える立場ではないですよ。
平田委員	網掛けっていのうも、それもそれやか。駅から500mやったら、やろうと思えばビシバシ出来るやか。

会長	けど、農用地区域の除外は農業委員会で許可かえ。地元の何やろがないといかんがやない。
五十嵐主査	農林水産課が所管課ですけども、そういった農業上の土地利用が本当に果たしてこれでよいのかという観点で委員会に意見を求められてますので、年に2回説明に来ているのはそういったことなんです。ですので、委員会としてはその立場で意見を言わないと、ちょっといかんかなと思います。
武市委員	それこそ〇〇の北側は虫食いで除外になったわね。それで除外しちゃうとことしてないところの区別も言わんし。やっぱり仕方がないわね。実際は地主が売りたいとやることやろうけど。都計法の線引きしちゃうのが意味なくなってきたわね。
会長	ほかにご意見ございませんか。
門田(俊)推進委員	南国市はいまほ場整備しゅうやか。こういうもんがあちこちにできたらよね、整備するときに非常に、もし将来5年、10年、20年後にやっぱり整備したいとなった時に、こういうもんがあちこちに、固まっておったらいけど、所々にできると非常に計画がたにくいと思いますけどね、副会長。
高芝副会長	とにかくほ場整備の場合は今回が最後やき、国営にしても。ほんで、そういう土地改良区は、もともとこの区画はほ場整備から外すという地区計画の中で、土地改良区が地域のことを考えて整備区域から外すという格好を、換地の場合は家の近くへ農地じゃない部分をひっつけて、農地は農地で確保するのはこれからのほ場整備の中で各地域の代表が将来像をみて計画を立てないかん。ただ、ほ場整備をやらないかんで全部やってもうても、ほ場整備をやって8年農地であれば開発可能よ、基本的には。そこら辺を虫食いにするのが嫌やったら地区地区の役員が将来像をみてやるのが妥当やと思うけどね。
門田(俊)推進委員	未来の後継者のためにはあまり好まれんような気はするけどね。今のほ場整備の件もあるろうし、やむを得ん場合もあるろうけど。
会長	やっぱり周辺農地の方が賛同しちゃうということは、農業委員会としては言えんところもあるわね。
高芝副会長	国の施策が温室ガスゼロを目指しちゃうき。国がそういう指針を出したら、農業委員会があまり太陽光については、これは太陽光は最初の内はなんぼ農地を使っても許可妥当というのが国の方針やったがやき。農業委員会が言ったち所詮ね、いまは多少なり大規模な太陽光は反対してやる場合もあるろうけど、小規模は許可妥当になりやせんろうかね。
会長	ほかにご意見ございませんか。
中村副会長	33号を設置するのに34号を使うと解釈していますが、設置が終わったらこれを撤去するときにどうやって撤去するかは、そんなこと全然考えんとやりゆうがやろうか。
会長	事務局分かる。

五十嵐主査	そこは申請者に口頭確認しまして、いまの段階では撤去する際はこの３４号でやるように、その時やるようであれば一時転用の許可をとって撤去すると確認しております。
中村副会長	太陽光の撤去も大変な問題が抱えちゃうきね。引き取る所がないんで、自分の土地へそのまま置いたら、それで良いとしたもんかもしれんけど。はい、分かりました。
五十嵐主査	一点補足かまいませんか。
会長	はい。
五十嵐主査	さきほど平田委員から質問のあったところですけど、令和４年度に南国市は農用地区域の全体見直しがあるんですよ。そういったところで、先ほどの意見をやっぱり議論して、将来的にどうするかを考えていしながら農用地区域を張り付けるしかないのかなと、あくまで転用目線での意見になりますが。そう思います。
会長	見直しが２年後、３年後。
五十嵐主査	令和３年から調査が始まって４年に見直しを完了させようということです。
会長	ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	そういうことで五十嵐のほうからも言いましたが、農用地の見直しも今後あるそうですので、その時は農業委員会として農地をどうするのかということを決めたいと思っておりますので。ないようでございますので、農地法第５条第３項の規定により意見書を付け、高知県知事に送付してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第４号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願います。令和２年１１月９日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局の説明の前に、それぞれ関連委員がおりますので。受付番号１５５号、１６７号については濱田委員の退室をお願いします。 (１３番 濱田委員 退室)
会長	事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案第４号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。１５ページの１５５号と１８ページの１６７号をまとめて説明します。まず１５５号です。借人は６０歳。申請地は岡豊町中島の田で、５年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金と物納で支払うというものです。次に１８ページの１６７号です。申請地は岡豊町中島の田で、５年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は１０ａあたり米６０kg相当の金額を現金で支払うというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第１８条３項の各要件を満たしております。

	審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。 (13番 濱田委員 入室)
会長	つづきまして165号。自分の案件でございますので退室しますので、議事進行は高芝副会長にお願いします。よろしく願いします。 (武市会長 退室)
高芝副会長	それでは受付番号165号について、事務局から説明をお願いします。
藤田次長	議案書17ページの165号です。借人は73歳。申請地は物部の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は10aあたり米30kg相当の金額を現金で支払うといふものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
高芝副会長	事務局から説明がありましたが、皆さんご意見、ご質問はございますか。 (質問・意見なし)
高芝副会長	ないようでございますので、承認ということで、そのように取扱いをさせていただきます。 (武市会長 入室)
会長	どうも。もう1件ですが173号から178号、183号と184号について武市委員の退室をお願いします。 (10番 武市委員 退室)
藤田次長	20ページの173号です。ここから22ページの178号まで説明します。借人は農地所有適格法人で、申請地は大堀、篠原、小籠の田で、いずれも5年から7年の賃借権を更新して水稻を作るといふものです。賃料は、176号が2筆で米60kgを、それ以外は10aあたり米60kgを物納するものです。次に、22ページの183号と184号です。申請地は大堀と篠原の田で、いずれも5年の使用賃借権を更新して水稻を作るといふものです。以上、従事日数など、基盤法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	事務局より説明がございました。ご意見、ご質問ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
	(10番 武市委員 入室)
会長	すみません、もう1件あります。169号、中村副会長。
	(中村副会長 退室)
藤田次長	19ページの169号です。借人は72歳。申請地は浜改田の畑で、5年の賃借権を更新してシシトウを作るというものです。賃料は、7筆全部で50,000円を現金で支払うというものです。従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長	説明がございました。この件についてご質問、ご意見ございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。
	(中村副会長 入室)
会長	それではあとの案件について、事務局説明をお願いします。
藤田次長	議案書11ページです。ここからは農地売買等事業による所有権移転で、一度農業公社が買い受けた後、担い手農家に売り渡しされるものです。137号です。申請地は篠原の田で、対価については議案書のとおりです。
	次に、138号から140号です。申請地は物部の田で、3筆は隣りあった農地になります。公社が買受した後、同じ担い手に売り渡しされる予定です。対価については議案書のとおりです。
	次に12ページです。ここからは農地中間管理事業になりますので、当日配付資料も併せてご覧ください。141号です。当日配布資料は1ページです。申請地は大桶と田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。
	142号です。申請地は田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。
	143号です。資料は2ページになります。申請地は大桶の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。
	144号です。申請地は田村の田で、5年の使用貸借権を設定するものです。
	145号です。資料は3ページになります。申請地は西山の田で、15年の使用貸借権を設定するものです。
	146号です。資料は4ページになります。申請地は下島と久枝の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。

147号です。申請地は久枝の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。

148号です。申請地は下島の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。

149号です。申請地は下島と久枝の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。

150号です。申請地は下島の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。

151号です。資料は5ページになります。申請地は国分の田で、5年の使用貸借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業になります。

次に15ページの152号です。申請地は植田の田で、農地利用集積円滑化団体である南国市が農地売買等事業により今年の2月に取得したものです。借人は41歳で、30年の賃借権を設定して、シシトウを作るといことです。ハウスの建設工事が12月頃から始まり、来年の3月頃に完成する見込みです。そのため、賃料については、ハウス完成までは10aあたり10,000円を、ハウス完成後は10aあたり80,000円を現金で支払うというものです。

次に153号と154号は借人が同じためまとめて説明します。借人は農地所有適格法人で、申請地は上末松の田で、それぞれ15年と5年の賃借権を設定してニラを作るといものです。賃料は、153号は10aあたり20万円と10万円を、154号は10aあたり10,000円を口座振込するというものです。

16ページの156号です。借人は72歳。申請地は大桶の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るといものです。賃料は7,000円を口座振込するものです。

157号です。借人は42歳。申請地は立田の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るといものです。賃料は、米180kgを物納するといものです。

次に158号と159号は借人が同じためまとめて説明します。借人は43歳。申請地は前浜の田で、9年10か月の賃借権を設定して野菜を作るといものです。賃料は、158号は10aあたり米60kgを物納し、159号は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払うといものです。

160号と161号も借人が同じためまとめて説明します。借人は43歳。申請地は大桶の田で、10年の賃借権を設定して水稻と野菜を作るといものです。賃料は、160号は10aあたり米60kgを物納し、161号は10aあたり10,000円を現金で支払うといものです。

次の162号と163号も借人が同じためまとめて説明します。借人は71歳。申請地は金地と福船の田で、10年の賃借権を設定または更新してネギと水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するといものです。

164号です。借人は43歳。申請地は稲生の田で、10年の賃借権を更新して水稻を作るといものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うといものです。

	18ページの166号です。借人は74歳。申請地は下野田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米120kgを物納するというものです。 19ページの168号です。借人は65歳。申請地は浜改田と里改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。 170号です。借人は73歳。申請地は稻生の田で、6年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を口座振込するというものです。 171号です。借人は67歳。申請地は稻生の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kg相当の金額を口座振込するというものです。 172号です。借人は76歳。申請地は浜改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米90kgを物納するというものです。 次に22ページの179号から182号まで借人が同じためまとめて説明します。借人は70歳。申請地は岡豊町中島と伊達野の田で、8年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、180号が2筆で米60kgを物納し、その他は米30kgをそれぞれ物納するというものです。 23ページの185号です。借人は43歳。申請地は稻生の田で、5年の使用賃借権を更新して水稻を作るというものです。 186号です。借人は58歳。申請地は久枝の田で、2年1か月の使用賃借権を更新して水稻を作るというものです。以上、137号から186号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしく願いいたします。
会長 杉本推進委員	事務局より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。 11ページですけど。口座振替とでている分ですが、これは、この田をこの金額で売ったということですか。この辺の地域は、これくらいの金額で取り引きされているっていう。
会長 藤田次長 杉本推進委員	事務局、説明を。 この金額については、この案件で取り引きされる金額で、売買実例になります。 これは普通の田ですか。それとも特別な何かでやり取りがあつての。実際の金額ですか。
藤田次長	はい。

杉本推進委員	そうしたら、この地域はこの金額で取り引きされたということですか。物部は、これで、この金額で相場なんやっていう。
藤田次長	物部の、この３筆についてはですね、現地が農道にしか接していない土地になりました。通常、田に比べれば使い勝手は悪いと。で、今まで一部耕作放棄地になっていたりしたところなので、これがその地域の価格かと言われては、ここについてはちょっと違うと思います。
会長	いいですか。
杉本推進委員	はい。
会長	ほかにございませんか。
	(質問・意見なし)
会長	ないようでしたら、承認してよろしいでしょうか。
	(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。つづきまして議案第５号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、租税特別措置法第７０条の６第１項に規定する適格者証明願を受理しましたので審議願います。令和２年１１月９日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数１件。申請受理面積、田 9,937 ㎡、畑 1,155 ㎡、計 11,092 ㎡。事務局説明をお願いいたします。
藤田次長	議案第５号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について説明いたします。議案書 24 ページをご覧ください。農地を相続した相続人が農業を継続する場合は、租税特別措置法により農地の相続税猶予の特例をうけることができます。適用を受けるには、税務署に申告する必要がある、この申告書に農業委員会が発行する証明書を添付することになっています。本案件は父の死亡により、子が農地を相続するにあたり、適格要件に該当する旨の証明書の発行について承認を求めるものです。詳細については、25 ページをご覧ください。適用を受けようとする農地は上野田、田、17 筆で計 11,092 ㎡です。要件を確認します。まず、被相続人の要件は、死亡の日まで農業を行っていた者となっています。表の右端の摘要欄をご覧ください。被相続人は、令和２年２月に亡くなっていますが、農業者年金受給のため、平成６年２月に相続人である子に経営移譲をしています。被相続人は死亡の日まで農業経営を行っていませんが、このような場合は納税猶予の適用の対象になります。次に、相続人の要件です。相続人の要件は、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者となっています。相続人は、平成６年の経営移譲後から現在まで、耕作を続けているとのことで、現地を確認したところ水稲と苗床ハウスとしてすべて利用されていました。よって、要件を満たしていると思われます。以上、被相続人及び相続人を租税特別措置法第７０条の６第１項の規程の適用を

	受ける者として承認してよろしいか審議をお願いいたします。
会長	これについて、ご質問、ご意見ございませんか。 (質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい。そのように取扱いをいたします。以上で審議に関しては終了します。その他議案外報告についてお目通しを願いたいと思います。また、本日の報告で第6号、第7号を机に配布しておりますので、そちらをご確認ください。それと営農型太陽光発電の更新申請について、今回農業委員会が3年間で許可相当の意見を出していましたが、高知県で1年間の条件付き許可となっておりますので、報告いたします。それでは以上をもちまして議案外、報告を終わります。ひきつづき協議事項に移りたいと思います。
協議事項	
(1) 非農地証明事務取扱要領の改正に係る協議	
(2) 意見書(素案)協議	
(3) 違反転用者に対する農地法第3条許可の取り扱い	
(4) 農業委員会の委員等に能率給の支給に関する規則の改正	
その他事項	
(1) 人・農地プランについて	
(2) 農地パトロール報告会	
(午後4時30分閉会)	

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

13 年 2 月 8 日

会 長

武市義隆

議事録署名委員

鈴木 郁馬 本田 好雄

議事録署名委員

本田 修 三

